

広島空港県営駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年一月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第一号

広島空港県営駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例

広島空港県営駐車場設置及び管理条例（平成五年広島県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第七条関係）

種別	施設	区分	金額
普通料金	広島空港 県営第一 駐車場	<p>駐車時間が三〇分以下の場合</p> <p>一台当たり</p> <p>駐車時間が三〇分を超え、二時間以下の場合</p> <p>一台当たり</p> <p>駐車時間が二時間を超え、二四時間以下の場合</p> <p>一台当たり</p> <p>駐車時間が七二時間を超える場合</p> <p>一台当たり</p>	<p>無料</p> <p>駐車時間（三〇分を超える部分に限る。この欄において同じ。）三〇分につき一〇〇円。ただし、駐車時間に三〇分に満たない端数があるときは、三〇分として計算する。</p> <p>駐車時間（二時間を超える部分に限る。この欄において同じ。）一時間につき一五〇円で計算して得た額に、三〇〇円を加算した額（八〇〇円を超えるときは、八〇〇円）。ただし、駐車時間に一時間に満たない端数があるときは、一時間として計算する。</p> <p>駐車時間（二四時間を超える部分に限る。この欄において同じ。）二四時間につき八〇〇円で計算して得た額に、八〇〇円を加算した額。ただし、駐車時間に二四時間の整数倍に満たない端数があるときは、その端数時間一時間につき一五〇円で計算して得た額（八〇〇円を超えるときは、八〇〇円とし、端数時間に一時間に満たない端数があるときは、これを一時間として計算する。）を加算した額</p> <p>駐車時間（七二時間を超える部分に限る。この欄において同じ。）二四時間につき七〇〇円で計算して得た額に、二、四〇〇円を加算した額。ただし、駐車時間に二四時間の整数倍に満たない端数があるときは、その端数時間一時間につき一五〇円で計算して得た額（七〇〇円を超えるときは、七〇〇円とし、端数時間に一時間に満たない端数があるときは、これを</p>

		定期料金			広島空港 県営第二 駐車場	駐車時間が三 〇分以下の場 合 一台当たり	無料	を一時間として計算する。)を加算した 額
		広島空港 県営第二 駐車場	一月につき 一台当たり	駐車時間が七 二時間を超え る場合 一台当たり	駐車時間が二 四時間を超え、 七二時間以下 の場合 一台当たり	駐車時間が一 時間を超え、 二四時間以下 の場合 一台当たり	駐車時間(一時間を超える部分に限る。 この欄において同じ。)一時間につき一 〇〇円で計算して得た額に、一〇〇円を 加算した額(八〇〇円を超えるときは、 八〇〇円)。ただし、駐車時間に一時間 に満たない端数があるときは、一時間と して計算する。	を二時間として計算する。)を加算した 額
		広島空港 県営第一 駐車場	一年につき 一台当たり				一〇〇円	
回数券		三、三〇〇円 券						
		広島空港 県営第二	一月につき 一枚つづり				一、〇〇〇円	
		一五〇円券					一、五〇〇円	

駐車場		一枚つづり	七、〇〇〇円
		七〇〇円券 一枚つづり	
駐車場		一枚つづり	八、〇〇〇円
		八〇〇円券 一枚つづり	

備考 定期駐車券による駐車場利用者は、広島空港県営第二駐車場に空きがなく、かつ、広島空港県営第一駐車場に空きがある場合は、当該定期駐車券により広島空港県営第一駐車場を利用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十八年二月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に広島空港県営第一駐車場又は広島空港県営第二駐車場に車両を入库させ、かつ、この条例の施行の日以後に出库させる場合のこれらの駐車場の普通料金の額については、この条例による改正後の広島空港県営駐車場設置及び管理条例（以下「新条例」という。）別表の規定を適用する。

3 この条例による改正前の広島空港県営駐車場設置及び管理条例の規定によって発行された回数券のうち次表上欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄に掲げる新条例の規定によつて発行された回数券とみなす。

一時間券（広島空港県営第一駐車場に係るものに限る。）	一五〇円券
一時間券（広島空港県営第二駐車場に係るものに限る。）	一〇〇円券
一日券	八〇〇円券